

岩手県告示第 433 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営姉体地区土地改良事業（奥州市）に係る換地処分をした。

平成 19 年 5 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也